

運営推進会議の設置及び運営について

1 「運営推進会議」とは

「運営推進会議」とは、厚生労働省令に基づき、地域密着型サービス事業者が自ら設置するもので、利用者の家族や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容を明らかにすることでサービスの質を確保し、地域との連携を図ることを目的としています。

2 運営推進会議の開催方法

(1) 運営推進会議の設置主体

事業者が自ら設置・開催・運営します。

(2) 運営推進会議の開催時期・回数

○地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（「運営推進会議」に代わって「介護・医療連携推進会議」の開催となります。）

・・・おおむね6か月に1回以上の開催が必要です。ただし、地域密着型通所介護のうち、療養型居宅介護については、おおむね12か月に1回以上の開催が必要です。

○小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

・・・おおむね2か月に1回以上の開催が必要です。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこととされています。

詳細は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（老振発0327第4号・老老発0327第1号）」をご参照ください。

※認知症対応型共同生活介護事業所においては、少なくとも年に1回は自ら提供する介護サービスの質の評価（自己評価）を実施し、定期的に外部の者による評価（外部評価）を受け、評価結果及び目標達成計画を公表することとされており、評価結果及び目標達成計画については運営推進会議においても説明することとされています。

詳細は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成18年10月17日老計発第1017001号）」をご参照ください。

(3) 運営推進会議の構成員

構成員は次のとおりです。

- ①事業所の管理者や従業者又は事業者の代表者
- ②利用者又は利用者の家族
- ③地域住民の代表者（町内会役員、老人クラブの代表者、民生委員等）
- ④市の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センター職員
- ⑤各サービスについて知見を有する者
- ⑥地域の医療関係者（介護・医療連携推進会議のみ）

上記を踏まえ、利用者又は利用者の家族（②）、地域住民の代表者（③）、各サービスについて知見を有する者（④、⑤）の3分野から構成し、選出分野の偏重を極力避けてください。

ただし、介護・医療連携推進会議については、上記に地域の医療関係者（⑥）を加えた4分野からの構成としてください。

※市の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センター職員（④）の出席について

運営推進会議の構成員として「市の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センター職員」が位置付けられており、海南市では高齢介護課の職員（地域密着型事業所の指定・監督事務の担当、地域包括支援センター職員）が出席しています。

平成28年4月1日からの介護保険制度改正により、利用定員が18人以下の通所介護事業所が地域密着型サービスに移行したため、市内で開催される運営推進会議が大幅に増加し、全ての運営推進会議へ担当職員が出席することが難しい状況です。つきましては、運営推進会議への高齢介護課の職員の出席等は下記のとおり対応させていただきます。

○市からは、高齢介護課の職員（地域密着型事業所の指定・監督事務を担当しない職員を含む）が出席します。そのため、運営推進会議の設置の際は高齢介護課職員を構成員に加えてください。

なお、職員は、運営推進会議の目的の1つである「事業所運営の透明性の確保」のために、事業所運営が開かれたものとなるよう、地域の中立的・公的な立場の者として会議に出席します。

○会議の出席依頼は、これまでどおり高齢介護課に行ってください。

○出席依頼の際は、日時、場所、会議の議題や内容を明確にし、おおむね1ヶ月前までに依頼してください。なお、介護認定審査会等の会議の開催で出席できないこともあるため、毎週火曜日・木曜日の午後は、できる限り避けてください。

- 議会開催月等業務の都合から、高齢介護課の職員が運営推進会議に出席できない場合もありますが、職員が欠席した場合でも運営推進会議は成立します。厚生労働省からも、毎回の運営推進会議に全てのメンバーが参加しなくとも、会議の議題に応じて適切な関係者が参加することで足りると示されております。（「運営推進会議に関するQ&A（厚生労働省）」参照）
- 職員が会議を欠席した場合は、会議の配付資料等を高齢介護課に送付してください。

（４）会議の内容

運営推進会議の内容は、事業所ごとに定めます。

（例）

- 事業所の活動（稼働）状況を報告
 - 利用者又は利用者の家族からの要望
 - 地域から事業所への要望・質疑、または事業所から地域への要望・質疑
 - その他必要な事項
- ※運営推進会議では、構成員から評価（感想等）を受けるとともに、要望・助言を受けた場合は、事業所ごとに必要な措置を講じてください。

(5) 会議記録の作成・公表・保存

i) 会議記録の作成

運営推進会議を開催したときは、次に掲げる事項を記した会議記録（別紙「参考様式1」）を作成します。

- ①事業者名・住所
- ②事業所名・住所・サービス種類
- ③開催日時・場所
- ④出席者内訳
- ⑤議題・課題
- ⑥報告事項
- ⑦構成員からの評価（感想）、要望、意見及び助言等
- ⑧その他必要な事項

ii) 会議記録の公表

- 会議記録は、各事業所において掲示するなどして公表してください。
また、利用者家族や利用希望者から求めがあった場合は、必要に応じて配付してください。
- 会議記録の写しを、開催後1か月以内に高齢介護課に提出してください。
(メール、FAX等で可)

iii) 会議記録の保存

作成した会議記録は、5年間（会議を開催した日が属する年度の翌年度から5年度）保存しなければなりません。

(6) 複数の地域密着型サービスを併設している場合の取扱い

複数の地域密着型サービス事業所を併設している場合は、1つの運営推進会議において評価等を行うことは差し支えありません。

また、運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、以下の条件を満たす場合は、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催しても差し支えありません。ただし、会議記録は事業所ごとに作成してください。

- ①利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- ②同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。
- ③合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと（地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護を除く。）。
- ④外部評価を行う運営推進会議は、単独で開催すること。

3 個人情報の取扱いについて

- 事業所の活動状況の報告等を行う際には、個人が特定できないよう十分に注意してください。
- 会議記録は、公表することを前提とするため、会議の概要のみを記載することとし、個人が特定できないよう十分注意したうえで作成してください。

4 運営推進会議に関するQ & A

<構成員>

Q 1 構成員の都合がつかず全員揃わない場合でも、運営推進会議を開催してよいか。

A 1 構成員全員の出席が望ましいですが、全員が揃わないと会議が成立しないわけではありません。ただし、事業所関係者及び利用者以外の構成員が最低1人以上出席するようにしてください。

会議記録は、欠席した構成員にも配付してください。

Q 2 構成員のうち「地域住民の代表者」とは、どのような人か。

A 2 例えば、自治会・町内会や老人クラブなど各種地域団体の役員をはじめ、民生委員、保健指導員等が考えられますが、役職や肩書き等は要しません。事業所の近隣にお住まいの方が委員になることも可能です。

Q 3 「地域住民の代表者」は、複数の事業所の構成員になってもよいか。

A 3 本人が承諾していれば構いません。

Q 4 構成員のうち「知見を有する者」とは、どのような人か。

A 4 「知見を有する者」とは、学識経験者である必要はありません。高齢者福祉や認知症ケアに携わっている方などを含めて考えてください。

<運営方法>

Q 5 運営推進会議の議題はどうしたらよいか。

A 5 会議では、事業所の活動（稼働）報告や利用者の家族からの要望の聞き取りだけでなく、事業所において検討したい内容や改善したい項目などについて自由に議題を設定してください。「議題」と堅苦しく考えず、各構成員が率直な意見交換を行えるような雰囲気作りに努めてください。

Q 6 構成員の交通費や運営推進会議でのお茶代などの経費は、誰が負担するのか。

A 6 交通費については事業所の判断に任せますが、場所代やお茶代等の運営経費を構成員に負担させることは好ましくありません。

なお、市の職員及び地域包括支援センター職員の交通費を負担する必要はありません。

Q 7 運営推進会議は、事業所内で開催しないといけないのか。

A 7 必ずしも事業所内に限定されるわけではありません。ただし、飲食店など不特定多数の人が集う場所での開催については、個人情報保護に留意

する必要があります。事業所内で開催できなかった場合は、事業所の見学も行うよう努めてください。

Q 8 運営推進会議が設置、開催できない事業所に対する減算規定はあるか。

A 8 減算規定はありませんが、指定基準違反となるので指導の対象となります。